

5年3月以降、居場所を転々と移した。

- ② 原告●●●●は、知人の●●●●が脱会したことから、近く「拉致監禁」により棄教を強いられる恐れがあるとして、勤めている会社を退職して献身するよう指示され、指示に従って勤務先を退職し献身者となった。
 - ③ 原告●●●●は、平成2年12月、統一協会の指示により、家族に知らせずに自宅のあった札幌から出奔して稚内に移り、勤務先を無断欠勤した上で退職してしまい、その後、各地を転々としていた。
 - ④ その姉である原告●●●●も、平成3年1月、家族に知らせずに自宅のあった札幌から出奔して稚内に移り、その後、各地を転々としていた。
 - ⑤ 原告●●●●は、平成9年3月、韓国人相手者と暮らすため渡韓しようとする直前に家族に保護されたが、家族はサタンとつながっており、信者を「拉致監禁」して無理矢理に棄教させられると教え込まれていたため、大きな恐怖を感じ、家族の元から逃げ出して身を隠し、その後、平成9年11月ころに渡韓した。
 - ⑥ 原告●●●●は、近親者が保護する準備をしているとの情報が入ったことから、伝道活動を止め、平成9年3月以降、信者が営む植木屋でアルバイトをして身を隠していた。
 - ⑦ 原告●●●●は、昭和63年2月ころ、母親が心配して東京まで会いに来たが、「拉致監禁」を避けるため、隙を見てその場から逃げ出し、それ以降、統一協会の方針により、家族には居場所を知らせずに「カミヤサオリ」という偽名を使って生活するようになり、外出も自由にできなくなったため、勤めていた会社を退職した。
- (5) 統一協会が求める宗教的実践は、人生と財産を差し出し、経済活動に従事するという非常に特異なものである。何の拘束もなければ、隷属を嫌う人間の本質からみて、普通の人には、このような宗教的実践に疑問を感じ、それから逃れようとするはずである。それが分かっているから、統一協会において

は、信者が特異な宗教的実践から逃れようとするのを阻止するため、教化活動において、心理的及び物理的に社会から信者を隔離しようとするものと考えざるをえない。

5 実践の不足が信仰の怠りであるとする教化活動

(1) 前記第1章ないし第3章の事実認定から明らかなおり、原告らは、伝道を受けて入信した後、いずれも、再臨の救世主である文鮮明と同じ時期に自分が生きていることは奇跡であり、真理である統一原理を知った自分は選ばれた存在であるという使命感を持つようになり、たとえ、真理を知らない家族や知人の理解が得られなくとも、神と文鮮明のために尽くすことこそあるべき生き方であると感じるようになっている。

原告●●●●や原告●●●●に至っては、文鮮明が再臨の救世主であるとの教義にさほど惹かれなかったにもかかわらず、霊界や因縁に関する教義に強く拘束され、自分が先祖の因縁を清算しなければならないという使命感は確信するようになり、先祖の救いのためと思って献金や物品購入をしていたのである。

(2) その使命感は、万物復帰と罪の清算（自分の原罪及び先祖の因縁を清算する使命）を実践する使命感である。その使命の実践は、結局、伝道と集金によって行われる。

(3) 伝道や集金が目標に達しない場合、信仰が足りない（信仰の怠りがある）とされ、原告らは、使命を果たしていないと感じるよう教化される。原告らは、自分が使命を果たさない場合、自分自身はもとより家族や先祖も救われないことになると教え込まれていたため、伝道や集金が思うようにできないことは、原告らにとって不安や恐怖をもたらすことになる。

この不安や恐怖が、さらに伝道や集金の動機付けとなっていることも明らかである。

第3 統一協会の経済活動の特徴